

令和元年度 2 月 邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和 2 年 2 月 2 1 日（金）

1 3 時 3 0 分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 1 3 名

| | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 1 田中 正規 | 2 植田 眞二 | 3 細貝 輝男 | 4 高木 敏彦 |
| 5 日野 静則 | 6 宮本 武 | 7 末田 麻理江 | 8 玄羽 和幸 |
| 9 沖田 浩 | 10 古川 初登 | 11 椿 徹 | 12 三上 孝行 |
| 13 大石 幹夫 | | | |

出席推進委員 2 名

| | |
|---------|---------|
| 6 日野 武信 | 8 北村 豊弘 |
|---------|---------|

議事日程

第 1 会長挨拶

第 2 議案

①農地法関連

- ・ 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- ・ 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

②農業経営基盤強化促進法関連

- ・ 議案第 3 号 邑南町農用地利用集積計画について

③農地法関連

- ・ 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による相続等の届出について

その他

会議の概要

| | |
|-------------|---|
| <p>議長</p> | <p>これより第 11 回 邑南町農業委員会総会を開催いたします。 (会長あいさつ) 本日の議事録署名委員さんの指名ですが 3 番の細貝委員さん、4 番の高木委員さんをお願い致します。 それでは議題に入ります。議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局よりお願い致します。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>失礼致します。すいません、まず初めになんですが、差し替えを 1 部お願いさせていただければと思います。3 条の 29、013-29 のところで、ちょっとゼンリンの方の地図の方があまりにもちょっとずれを生じておりまして、その方修正をさせていただいたものを別紙で添付をさせていただいております。ので差し替えの方をよろしくお願いを致します。 それでは議案の方に入らさしていただきたいと思います。第 1 号議案、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、今月は 3 件です。 申請番号 013-28、農地の所在は原村××、登記地目田、面積 1325 m²、3 条の有償の所有権移転です。譲渡人は○○○○、譲受人は●●●●です。 続きまして申請番号 013-29、農地の所在は鱒淵××、登記地目田、面積 480 m²、同じく鱒淵××、登記地目田、面積 402 m²、同じく鱒淵××、登記地目畑、面積 361 m²、同じく鱒淵××、登記地目畑、面積 183 m²、同じく鱒淵××、登記地目畑、面積 72 m²、同じく鱒淵××、登記地目田、面積 272 m²、3 条有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。 続きまして申請番号 013-30、農地の所在は井原××、登記地目田、面積 346 m²、3 条無償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人は■●●●です。 以上 3 件です。</p> |
| <p>議長</p> | <p>はい、ありがとうございます。それでは 28 番からまいります。椿委員さん、お願い致します。</p> |
| <p>11 番</p> | <p>それでは申請番号 013-28、○○○○さんから●●●●さんへ農地の所有権譲渡の申請についてでございます。申請場所は瑞穂地域高原地区の原村の原にあります。地図を見てもらってください。JA の育苗センターの近くです。譲渡人の○○○○さんは、もう高齢者になりまして、現在娘さんのおられる九州の福岡の方に身を寄せておられます。申請地は 16 年くらい前から譲渡受け人の●●さんのお父さんが○○さんに頼まれて耕作されておりました。それで後継者である●●さんが 10 年くらい前から耕作し米を作られております。現在○○さんの農業を継げる方がおらず、●●さんが譲渡を受け今まで通り耕作されるそうでございます。●●●●さんはお父さんの跡を継いで出荷用野菜苗など施設園芸を大規模にされております。共に米も作られております。農作業は普段は夫婦でやられております。たまに息子さんの手伝いがあるそうです。また施設園芸の方では時には手伝いを他の人にも依頼されることがあるそうでございます。申請場所は引き続き米作りをされるそうで、地域との調和要件には変化はありません。2 月の 19 日に推進委員の北村さんと、現地確認と●●さんの面談を行っております。よろし</p> |
| <p>議長</p> | <p></p> |

| | |
|-----|--|
| 議長 | <p>くお願いします。</p> <p>はい、ありがとうございます。意見質問等ありましたらお願い致します。 (意見、質問なし)</p> <p>ないようですので採決に入ります。28番の案件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。</p> <p>続きまして29番ですが、私の担当ですので変わってやりたいと思います。 ～議長交代～</p> |
| 代理 | <p>それでは失礼を致します。013-29の案件について会長、説明の方をお願いします。</p> |
| 1番 | <p>この件は先月議題にありました空き家の付属農地ということで、皆さんから議決をいただいた件でございます。▲▲さんはこちらは福山在住ですので、おられませんので電話での聞き取りということになりました。福山での農業状況はないそうでございます。それから農機具の所有状況もないと。まあ研修で花ですか、花をちょっと習っておるということでもございました。これだけの広い面積どう使われますかという質問に対しては花、野菜、それから果樹をやりたいというようなことでもございましたが、果樹はちょっと猿の関係があるんで難しいですよということはおきました。この〇〇さんの旦那さんは年齢が74才ということで、まだそこら周りが〇〇さんの年齢かなという風に気が致しました。旦那さんは大工さんでおられまして、現在も家を自分で手直ししておられます。それでまあ壁も駄目、床も駄目、ドアも駄目ということで、結果こちらに一部屋ほど確保して、こちらに移ってきたいというような状況でもございました。奥さんの方は野菜、花に関して熱意があるということをお聞きしております。まあ二人で頑張って農業を続けて欲しいという風に思っております。それと地元の方の情報については推進委員の日野さんの方をお願いしておりますので、お願い致します。</p> |
| 代理 | <p>ありがとうございました。そうしましたら日野推進委員さん、何かございましたらお願いを致します。</p> |
| 推6番 | <p>会長さんがお話されたように本人に直接面談はしておりませんが、電話で会長さんが聞かれて、それから周りの人に今日聞きましたら、集落営農やら隣の方が借りて野菜なんか今まで作っとられたそうですけど、本人が時々しか来られないということでまだ詳しい話はしてないということだったんですけど、もし求められれば集落営農が稲作をやったり、隣の方が若干借りて野菜を作ったりなんかもすればというようなお話で、別に問題はないと思いますのでよろしくお願いします。</p> |
| 代理 | <p>はい、ありがとうございました。説明については会長さんと日野推進委員さんとの説明をいただきました。そうしましたらこの件につきまして何か質問ご意見等ございましたらお願いを致します。</p> <p>いかがでしょうか。 (意見、質問なし)</p> <p>はい、そうしましたらないということでございますので採決の方に入りたいと</p> |

思います。013-29 の案件について、賛成のようでしたら挙手の方お願い致します。
(全員挙手)

はい、全員賛成ということで許可相当と認めることに決定致します。ありがとうございました。

～議長交代～

議長

はい、ありがとうございました。それでは 30 番に参ります。宮本委員さん、お願い致します。

6 番

それでは 013-30 という事で説明致します。場所はですね、地図を見てもらって、日向ですね、まあこれは####さんがあるんですが、その事務所の真後ろのところの水田になります。これは先日 16 日に野田推進委員さんと一緒に現地確認を致しました。この田んぼですけど□□□□さん、この方今兵庫県の方に生まれとってこちらには全然おられないということで、電話でちょっと話をただけで。こっちにもう帰る気はないんで、誰かここを受け取ってくれる人がおればということで矢上の■■■■さんをお願いされました。この■■■さんというのは□□さんとちょっと親戚関係に当たる方で、近所の人にもお願いしたんですがなかなかということで矢上の■■■さんに譲ることにしたいということで。それでこの水田についてですが、現在作られて、ここの集落の方がほっとかれんので実際作っておられます。■■■さんも矢上の方からなんで、なかなかここまで行って田んぼを作るといっても大変なんで、植えたり刈ったりはしてもらって、管理やなんかは時々行ってみようかなという話をされておりました。それでこの■■■さんは矢上の方で水田を持っておられて、今集落営農で法人に自分の田んぼを今かけておるんで、そっちの方と一緒に十分なことは出来んと思うんだが作っていきたいという意思をされておりました。ただ水田の方は集落の方がやられとるんで、名前だけの転移ということで特に大きな問題は、集落の周りの方の問題もないかと思われまして、審議の方よろしくお願いします。

議長

はい、ありがとうございました。意見質問等ありましたらお願いします。

11 番

農地を取得する場合は、基本的には自ら耕作するのが原則なんですよね。それを人に作ってもらうけども取得するというのは別に問題ないんですか。

議長

3条のチェックシートの、農作業常時従事要件ですか、にありますように必要な農作業に常時従事すると認められない場合は許可出来ないという風になっております。宮本さん、もう一遍ここんところ踏まえて説明を。

6 番

いずれにせよほっとくというあれではなしに、機械を持って行ってどうこうというのは非常に困難なことなんで、水管理と草刈りは自分でやると言われておりますんで、全部委託したいという格好ではないということで。まあここまで機械もちまちま持って行くというのも大変で、今まで作られてた方の機械でもあるんですが、草刈りと水の管理とは自分ですするという話をされとったので。こういった水田の扱いというのはたくさんあります。おばあさん一人でもここを作るとる、実際自分もそういったところを受けとりますんで、おばあさんはその代わり水管理と草刈りとは他の人を頼んで、刈り取りと植え付けなりやって、その家で作りをやるとるというのはたくさん、どこの場所でもありますんでね。そこまで突き詰めてここに行

| | |
|-----------|---|
| | <p>って植えたり代を掻いたりせんでもいいんじゃないかと思えますんで、そこはよろしくお願い致します。</p> |
| 議長 6番 | <p>■■さんは実質何の作業を担当する訳？</p> |
| 議長 6番 | <p>今は何にもされてないです。定年で。</p> |
| 6番 | <p>いえいえ、これ受け入れになっとるでしょう、田んぼ。受け入れた時に全部出来ないとすれば、どういう作業を自分で出来る。</p> |
| 議長 6番 | <p>自分ところの田は、法人に**で入っておられるいうことで。作りは法人の方と一緒にやっているいうことで、農作業はするのはされとるようです。</p> |
| 議長 6番 | <p>この田は無償で買い入れて法人に貸し付けるいうこと。</p> |
| 議長 11番 | <p>集落の隣の、田んぼの隣の人の、やってもらえるかどうか分からんのだが作ってもらって、今まで通り。</p> |
| 6番 | <p>皆さん、いかがでしょうか。</p> |
| 11番 | <p>それだけえ結局農作業において、田植え作業は委託します、頼みます、刈り取りは頼みますいうことで、後の管理は自分でやる。そういうようなことですよ。</p> |
| 6番 | <p>はい。</p> |
| 11番 | <p>分かりました。</p> |
| 10番 | <p>農地取得の4号要件のところ、この解釈をどういう解釈にするかっていうことが問題になってくると思う。でひとつには常時耕作に従事するということなんですよね。それと自ら、譲受人自らが耕作するという風になってる。常時という条件をどういう解釈するかという話と、耕作するという要件ですね、この耕作するという表現はどこまでを含めて解釈するかという、その解釈次第によってこれ大きく変わると思うんですよ。で常時ということになると、厳密に解釈するとこれちょっと料簡に反するということになるし、自ら耕作するということを限定したり、耕作するという概念を、例えば今の水管理したり草刈りしたりということが耕作という言葉の概念に含まれはしますけど、じゃあ植え付けの準備をしたり植え付けしたり刈り取りしたりあと荒起こししたりというところを、これを含めて耕作するということになればちょっとこれは疑問が生じると思うんです。当委員会としては、今の2つの要件、これをどういう風に解釈してこれを議決するかということを検討せにゃいけん課題かなと思います。</p> |
| 議長 事務局 | <p>事務局の方で分かります。</p> |
| 議長 | <p>失礼します。私の方で確認をさしていただいたところ、機械を近所の方に借りて耕作をするということは一応聞いておりますので、そのようにされるのではないかという風に思っておりました。申請書の方に機械等どうされますかというところの欄があります。そちらの方でリースということでトラクター等の記載がございまして、後日どなたから借りられますかということでその田んぼの近くの方、☆☆さんという方から借りて耕作を行いますということを申請の代理人の方から報告はいただいておりますのでございます。</p> |
| 議長 | <p>農作業に常時従事するというのは、昔でいうとあんたは農業に何日勤めるというか、まあ60日か90日かどのくらいついたりんさるかというような昔は質問状がありましたが、それはもうないんで。それと常時従事するというのは、結局は</p> |

専業農家ですよね、になるしかないんで、そうすると兼業農家はどうなるんかという話になってくると、これはもう農地は譲れませんよという判断になってくるわけで、おそらくこれはちょっとね、非常に厳しい文言だろうという風に思っております。兼業農家も、昔はありようりましたね 60 日以上やらにゃあ農業委員会の選挙権がないですよというような話が。それから来とるんだろうと思います。だがまあ水管理やら草刈りやら、耕して植えて収穫をするというくらいなら、まあ行ってやって手に合うんなら後のことはお願いしますというようなことが絶対あると思います。そうなった場合、これを駄目にしちゃうといざという時受け手がないということになる。私はまあそのうちの水管理、あるいは草刈りの一部をやりますというようなのは認めてもいいんじゃないかという風に思います。特に 3 条申請は、邑南町内の農業委員会の採決で動きますんで、許可書の個別交付ということでそんなに厳しくやらなくてもいいんじゃないかという気持ちはしております。あくまで私の個人的な考え方ですが。専業も兼業も町産農業を担うわけですから、あまり酷いことは出来ないと思うのでそういう面では認めてもいいんじゃないかという風な気はしております。まあ間違つとるかもしれませんが、流れからすると今の邑南町の中ではそうなんじゃないかという風に思っております。以上です。

9 番

今会長さんの話されたことを元に考えますと、チェックシートの 4 号のところの文言をもう少しこれ内容を書き加えるというか、今からかなり 3 条は出てくると思いますので、このチェックシートの 4 号のところを少し書き加えた方がいいんじゃないかと思います。このかっこ書きの中にもありますけども、農作業を行う必要がある日数とちょっと分かりにくい表現が出てきますが、先程会長さんの言われたことを元にここの文章を少し変えた方がいいんじゃないかと思います。

事務局

すいません、4 号の農作業常時従事要件のところの書きぶりの変更、まあ付け加えというか中身をもう少し要件をこれだよと、これまでならいいよというような形に変えた方がいいというご意見。そうですね、ざっくりなとこしか今書いてないところが今あると思いますので、少し県の方とも確認が取れば確認をしてみ、また近隣のところの農業委員さんの方にも少し確認を取りながら、要件としてももう少し要件として分かりやすいチェックシートが出来るように少し検討といいますか検証等をさしていただければという風に思っております。

議長

はい、その他ございますか。

今出た文言から言いますと、4 号の要件の中で農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれない、これはまあ非常に雲をつかむような話でして、例えば水稻を 1 反作るのに例えば 10 日くらい必要だと。これについて 11 日なら認めていいよと、8 日じゃ駄目だよという判断になりますとじゃあ誰が判断するのかということを含めて非常に難しくなりますんで。まあ国が出しとる文言なんで、事務局に十分検証してもらって、出来たら他の農業委員会どがあしとるかというような情報を集めて、すぐとは言いませんが早めにひとつ手を打ってやってもらいたいという風に思っております。ということでよろしゅうございますか。

| | |
|------|---|
| 10 番 | このまんま、今のチェックシートのまんまを解釈すれば今回の案件なんかアウトなんですよ。だけえこういう問題は今後も出ますんで、今沖田さんが言いんさったうようにこの4号要件をどの判断で解釈するんだ、耕作という概念、それから今の常時という概念ね、これを大体アバウトでいいけどこの辺までという解釈の基準を邑南町農業委員会として持つとらんと、こういう案件が出る度にこの問題が繰り返されることになるというような気がいたします。 |
| 議長 | まあ毎月毎月3号議案は出ますんで、出来るだけ早くこういう形ならいいよというものを出したと思うんですが事務局の方はどうでしょうか。 |
| 事務局 | 期限を切ってということですか。 |
| 議長 | 出来れば、毎月毎月案件は出るだけえ。早い方がいいよね。 |
| 3 番 | はよしてあげないと田んぼが作れるか作れんかいう状況になるんじゃないですか。 |
| 10 番 | 今回はいいんだよ。だけこれは事務局へのアドバイスになるんですが私が考えているのはね、解釈を広げる手法とすればいろいろとあるんですが、社会通念上という言葉を入れればいいんですよ。そうすれば社会通念上常時耕作していると認められるか、社会通念上耕作しとるという言葉を一つつ入れるとね、その2つの言葉に対する解釈の範囲がぶわあと広がるけえ、そうしたら極めてやり易い。で社会通念上こういう判断をしたとなれば逃げられる。そうせんと今の文言のままだったらぎちぎちの法解釈になるけえ。解釈の範囲がものすごい狭められるような気がします。 |
| 議長 | これは法律に書いてあるんでしょう。 |
| 事務局 | そうですね、はい。 |
| 議長 | 別に、邑南町独自の判断ということで認めるしかないのか。 |
| 事務局 | そうですね、ローカルルールといいますか、邑南町農業委員会の判断としてここまでというところの判断には、まあ法の解釈というところの部分にはなるんじゃないかなとは思いますが。ちょっとそこらへんのところは早急に、今月という訳にはいかないんですが近いうちといいますか、ちょっと確認を取りながら早急に対応をさせていただければという風に思います。 |
| 議長 | はい、それじゃあよろしく願いしておきます。その他ないようでしたら採決に入りますが。よろしゅうございますか。 (意見、質問なし) |
| | それでは30番の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。 (全員挙手) |
| | はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。 |
| 事務局 | 続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局よりお願い致します。 |
| | はい、失礼致します。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について、今月は1件です。 |
| | 申請番号014-9、農地の所在は中野××、登記地目畑、面積168㎡、申請人は▽▽▽▽、転用目的は植林です。所要面積は土地造成168㎡、ヒノキ植林30本 |

| | |
|-----------|--|
| 議長 5番 | <p>です。この土地は、すいません地種が書いていませんが第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項但し書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。</p> <p>以上1件です。</p> |
| 議長 | <p>はい、ありがとうございます。日野委員さん、お願い致します。</p> <p>それでは申請番号014-9の案件を説明したいと思います。まず場所はですが、次のページの左側の地図を見ていただきますと、県道皆井田江津線道路がありますが、右のちょうど地図の上の方が井原皆井田に当たります。そうするとそれを矢上方面に向かったところ。県道から約200メートルくらい右に入った位置に当たります。さる2月の15日、上田委員さんと現地確認をさしていただきまして、そしてこの▽▽さんは中野の横見、今ちょっと家がもうありませんが▼▼さんから結婚されて、広島へ嫁がれておりまして、お母さんが7年前、そして息子さんが20年前に亡くなられて、家も今解体されて更地になっている状況です。出来るだけ早くこういうあれを整理しておきたいということで、今回の申請をされております。チェックシートに従って2月の15日、上田委員さんと共に現地を確認致しましたが、別に問題はないと思いますのでひとつよろしくお願いを致します。以上です。</p> |
| 9番 | <p>はい、ありがとうございます。意見質問等ありましたらお願いします。</p> <p>はい、ございませんでしょうか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので採決に入ります。農地法第4条の9番の件に関しまして、賛成する方の挙手を求めます。</p> |
| 事務局 5番 | <p>(全員挙手)</p> <p>はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。</p> <p>続きまして農業経営基盤強化促進法関連、議案第3号、邑南町農用地利用集積計画について、これは読み上げはしませんので、皆さんで読んで意見質問等お願い致します。</p> |
| 事務局 | <p>この中で01-64のみ賃借料が出ていますが、他は載ってないんでこれは無償ということでしょうか。</p> <p>はい。使用貸借権ということで無償でございます。</p> <p>ちょっと事務局にお聞きしますが、番号01-60ですが、中野地区の◇◇◇◇さん、譲られるのが、そして受け人が◆◆◆◆さんになってますが、◇◇◇◇さんというのはかなり、大分前に亡くなられとるんですが、どうなってますか思って。もう10年、15年前に。</p> |
| 10番 | <p>すいません、システムから引っ張ってきておりまして、死亡という届けが出てない状態でしたのでそのまま許可をしたような状態になつとるんじゃないかと思っております。そのまま◇◇◇◇さんで申請が出ておりますので、そのように処理をしたところ。です。</p> <p>これと同じ案件は前にもあったけど、これはまずいで。死んでる人が申請出せる訳がない。14～5年前に亡くなった人がこがあな申請、そりゃあ出しとりゃ知</p> |

| | |
|-----------|---|
| | らんけど、受け人が出しとりゃ知らんけど。それにしても亡くなった人が譲り渡し人として公文書に名前が載るととなったらありえんでしょ。これは司法書士かなんか入ってないん。 |
| 事務局 | 入ってないです。 |
| 10 番 | ほいじゃあこの◆◆さんが申請したいいうこと。 |
| 事務局 | そうです。受け人さんが持ってこられた。 |
| 10 番 | じゃあ◇◇さんいう人が亡くなってから相続登記も何もしてないわけ。 |
| 事務局 | されてないですね。普通死亡後の手続きということで、届け出が出ればこちらに情報として残ったりだとか打ち込みのデータがあるんですけど、たぶんそれ自体、まあ十何年前にやられとったということで届け出のまず義務がなかった頃ではなかったのかなあといいところがまずひとつ。あとは相続をされてないのでそこら辺のところの確認が出来ない状態に今なっているというところですよ。 |
| 10 番 | 管理者は誰になっとるん。実際の管理者は。 |
| 事務局 | 管理者は、指定はないです。分かる範囲では確認を取るようにはしてるんですけど、年齢だけでは判断できないところがありますんで。 |
| 機構 相談員 | 今度私の方で後から見てもらうんですが、相続は誰も兄弟がしないって言われたんですよ。でこれ☆☆さんに、亡くなった人に渡しといたらこっちの方へ戻ってきて、子供さんらに電話で説明したりしてなかなか納得してもらえない、何でそんなことをせにゃあいけんかいなと、誰ぞに作ってもらえるんだからそんなことしなくてもいいじゃないかと。逆にこっちが叱られるんですよ。邑南町って面倒くさいことをするって。だから返信封筒入れても送って返ってこないんですよ。どうせ作ってもらえるんだからそんなことしなくていいですって。私たちはちゃんと了解しとるんだからそんな書類は作らなくていいって言われるんですよ。そういうようなことがあるんで、こういう問題が今からどんどん出てくるんじゃないかと思えます。僕去年中にやっといたの、やっと2月3月にやっと戻ってきて今回出したんですけど。何回電話してもなかなか納得してもらえない。兄弟が3人おって誰かが代表になってくださいって、兄弟が誰もそがあなことは知らんって話になって、いろいろやりとりしたんですけどね。案外都会に出た人って田舎でちゃんとした人が作ってもらってとるで安心しとられる面があると思うんですよ。まあこういう規則だから了解してとにかく送り返してくださいねって、やっと送り返してもらったりして出したんですけど。遠くにおられるとわざわざ行って説明する訳にもいかないし、電話をかけても勤めがあるからなかなか通じないんですよ。やっぱり夜遅く電話すると逆にまたあれだし、休みになったりするとどこかに出かけとるんで駄目ですとか言ってなかなか通じないようになって。ぱっと相続しといてもらえればいいんですけど、なかなか相続をしてない人がおられるので。もうちょっとこのところを、いい具合の方法があればやってもらいたいなあと思えます。 |
| 11 番 | 相続を完了せにゃあいけんって出来たんじゃないかね。やりよるんかいね。 |
| 10 番 | 令和二年度の通常国会に出る予定。 |
| 議長 | 日野さん、分かりますか。誰が相続予定者か。 |

| | |
|-----------|--|
| 5 番 | <p>◎◎◎◎さんだろうと思います。家におられますよ。もう退職されて、++++ いう++ですから。</p> |
| 議長 | <p>これはやっぱり両方生存者の方がいいんかいね。登記簿を見れば、亡くなった 人はかなりおりんさる。</p> |
| 事務局 議長 | <p>これちょっと来月にまわす。 この案件は来月に回らせていただければと思います。 はい、その他ありますか。</p> |
| | <p>(意見、質問なし)</p> |
| | <p>ないようですので採決に入りますが、細貝さんは退席をお願いします。</p> |
| | <p>それでは議案第3号、邑南町農用地利用集積計画について、賛成する方の挙手 を求めます。</p> |
| | <p>(全員挙手)</p> |
| | <p>はい、全員賛成です。よって許可相当と認めることに決定致します。</p> |
| | <p>続きまして農地法関連、報告第1号、農地法第3条3の規定による相続等の届 出について。これは皆さんでご覧になって、意見質問等ありましたらお願いしま す。</p> |
| | <p>はい、よろしゅうございますか。</p> |
| | <p>(意見、質問なし)</p> |
| | <p>それでは4番その他にいきます。</p> |
| | <p>(その他)</p> |
| | <p></p> |
| | <p></p> |
| | <p>次回の総会は、3月23日(月)13:30からでお願いします。</p> |

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会 長 印

議事録署名委員 印

議事録署名委員 印